



鏡都建第110号  
平成19年4月19日

国土交通省 道路局長様

福島県鏡石町長 木賊政 雄



中期的な計画の作成にあたっての意見について (提出)

平成19年4月2日付け国道企第114号をもって依頼のありました標記の件について、別紙のとおり提出いたします。

事務担当：都市建設課 椎野優偉 TEL0248—62—2116

## 道路特定財源の見直しに関する 『中期的な計画の作成にあたっての意見』

昨年12月8日「道路特定財源の見直しに関する具体策」が閣議決定されたが、今回の具体策では、「真に必要な道路整備は計画的に進める」との中期整備計画の作成が盛り込まれた。しかし、その内容は、財政難時代の貴重な税収をどう使うかという本質的な議論が欠如されたまま、結論を急いだ感が否めない。

言うまでもなく道路特定財源は、制度の目的からして道路を整備するための財源であり、着実な道路整備を必要とする地方にとっては、余剰金があるからといってそれを道路整備以外に充てる一般財源化は到底容認できるものではない。

道路を含む社会資本の整備は、国の根幹として100年～200年先を見据えた長期的な視点に立って考えて行かなければ後世に悔いを残すことになる。目先の「公共事業不用論」や「ムダな事業」などの声に消されてはならない。

道路は、国民の豊かな生活の実現と国土の均衡ある発展を図るため、その果たしている役割は極めて重要である。本町の道路を含む地方の道路整備は極めて不十分な状況にあり、安全で安心できる福祉社会を構築していくためには、地方道路網の整備が緊急課題となっている。

地方は大都市と異なり、バスや鉄道の公共交通機関が不足し、頼れる足は車だけであり生活を支える道路に比重がかかる構造となっている。地方から見ると「道路特定財源に余剰はない」のが実態である。

地方の実態をよく把握して、深い配慮をもって道路特定財源を本来の目的に使ってほしいものである。

道路整備は、多くの自治体が望む最も基本的かつ重要な事業である。道路利用者が揮発油税などの高い暫定税率にあえて甘んじてきたのは、道路特定財源以外に流用することなく、目的税としてその役割を果たしてきたからである。道路特定財源に余剰金があるならば、当然本則の税率に戻すべきであり、厳しい財政だからという理由だけで、使用を限定した財源を他に回すという考えは筋が通らない。この道路特定財源はまさに、必要な地域に必要な分だけ配分し、より一層地方道路の整備促進に努めるべきである。

平成19年 4月19日

福島県鏡石町長 木 賊 政 雄